

令和4年度新潟地方最低賃金審議会
検討小委員会（電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業）議事要旨

開催日時	出席状況
令和4年8月22日 9時00分～11時50分	公益2/2 労働者側2/2 使用者側2/2
<p>主な審議事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 委員長及び委員長代理の選出について<ul style="list-style-type: none">・委員長に木南委員、委員長代理に永井委員を選出した。2 各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性について<ul style="list-style-type: none">・第3回本審において、使側委員からは、適用労働者の概ね1/3は申出の要件であり、必要性の有無に係る調査審議における直接要素ではないことは承知しているが、その1/3程度の水準さえ満たさない適用労働者が2/3の労働者の賃金に影響を与えることから、少なくとも1/3以上でなければ必要性がありとは認められないとの意見があったことから、本委員会を設営し、当該意見を含む改正決定の必要性の有無について調査審議となった旨を事務局より説明。<ul style="list-style-type: none">・事務局から資料について説明。・改正決定の必要性の有無について、労使委員より意見の表明があった。・全体での審議後、労使双方の主張が食い違い、妥協点を見出すことは困難であるとの公益の判断により個別折衝に移行した。その後、労使による直接折衝を経て、一転、全会一致により改正決定の必要性が認められるとして、本審に報告することとなり、当小委員会は終了。3 その他<ul style="list-style-type: none">・今後の審議日程：8/23の第4回本審において、必要性の有無について答申を行う予定とした。 <p>主な意見の要旨</p> <ol style="list-style-type: none">1 労働者側の主張<ul style="list-style-type: none">・当該産業全体の底上げ、未組織労働者への影響等、特定最賃の社会的役割の重要性から必要はあると主張。2 使用者側の主張<ul style="list-style-type: none">・前述の主張のほか、中・長期的問題としつつ、同一特定産業内に産業分類上、3つの中分類が一括りにされていることによる「基幹的業務」の共通性が認められない、異なる業種であることによる合理性・妥当性を欠くとの主張。	